答申書が提出されました

問合せ　企画政策課㊢ 314

行政改革審議会

市では、「羽村市行政改革審議会」を設置し、同審議会において、羽村市の行財政改革の推進についての審議を重ねてきました。

11 月 13 日㈮、同審議会から市長に答申書が提出されました。

※答申の内容は、市役所 1 階市政情報コーナー・3 階企画政策課、プリモライブラリーはむら、市公式サイトで確認することができます。



▲市公式サイト

長期総合計画審議会

市では、「羽村市長期総合計画審議会」を設置し、同審議会において、令和 9 年度を始期とする第六次羽村市長期総合計画後期基本計画についての審議を重ねてきました。

11 月 13 日㈮、同審議会から市長に答申書が提出されました。

※答申の内容は、市役所 1 階市政情報コーナー・3 階企画政策課、プリモライブラリーはむら、市公式サイトで確認することができます。



▲市公式サイト

つながる、守る、はむらの水道②

都営水道への事業統合に向けて、羽村市の水道事業の現状についてお知らせします。

～人口減少と給水収益の関係～

問合せ　水道事務所☎ 554-2269　FAX 554-2573

水道事業は、水道料金収入により運営しています。

羽村市の人口は平成 22 年の 57,772 人をピークに、使用水量は平成 12 年度をピークに減少傾向に変わりました。市独自の人口推計では、令和 47 年には約 34,000 人となります。このため、給水収益は人口・使用水量の減少に伴い、さらに減少していくと考えられます。

また、近年の物価高騰や金利上昇の影響を考えると、現在の経営基盤では持続的な経営が困難になる可能性があります。

引き続き、経営努力を続けていきますが、より広域で安定した経営体制を実現するため、都営水道への事業統合を要望しました。

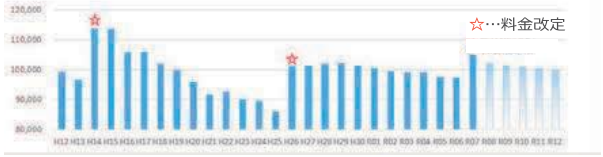
都では、調査チームを立ち上げ、市の水道施設の調査を始めました。

人口と使用水量の推移



千円

給水収益の推移



二次元コードのついている記事は、その二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申込みを進めたりすることができます。

ご意見を募集します

第六次羽村市長期総合計画後期基本計画

現在、令和9年度を開始年度とする第六次羽村市長期総合計画後期基本計画の策定に取り組んでいます。羽村市長期総合計画審議会からの答申を受け、計画（案）をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

募集期間　12月1日㈫～1月4日㈪（午後5時必着・消印有効）

意見を出せる方　市内在住・在勤・在学の方、施策などに利害関係のある方

提出方法　必要事項を記入し、Eメール、ファクス、郵送または直接、提出先へ（様式は問いません）

※電話での受付けはできません。

※持参の場合の受付時間は、年末年始および土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

計画（案）閲覧場所　12月1日㈫午前10時から、市公式サイト、市役所1階市政情報コーナー・3階企画政策課、プリモライブラリーはむら（閉庁日、休館日を除く）

注意事項

※意見に対する個別の回答はできません。

※受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。

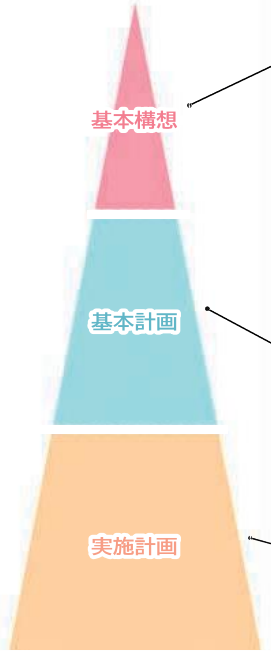
※案件に対する賛否を問うものではありません。

提出先・問合せ　企画政策課㊢ 314

✉ s101000@city.hamura.tokyo.jp

▲市公式サイト
（12月1日午前10時公開）

基本構想



▲羽村市長期総合計画の構成

基本構想【計画期間：10 年間（令和 4 年度～ 13 年度）

長期的な視点に立ち、実現を目指す将来のまちの姿や、その実現に向けて大切にする考え方、取組みの視点を示すもので、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針です。

※羽村市基本構想は、令和 3 年 7 月に意見公募手続を行い、令和 3 年第 6 回羽村市議会（定例会）での議決を経てすでに決定しています（基本構想部分は、今回の意見公募手続の対象外です）。

今回意見を募集する部分

基本計画【計画期間：5 年間（令和 9 年度～ 13 年度）】

基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの方向性を定めるものです。

実施計画【計画期間：1 年間（毎年度策定）】

基本計画に位置付けた施策に基づき、市が重点的に実施する事業を示すものです。

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。